

民生病院常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・第2回臨時会付託案件の審査

1. 開会及び閉会の日時

5月19日 午後 2時56分 開会

5月19日 午後 3時06分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 山田 順子

副委員長 嶋村 信之

委員 今藤 久之

委員 島崎 清孝

委員 雨池 弘之

委員 境 欣吾

1. 欠席委員（なし）

1. 委員外出席議員

議長 山本 善郎

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野 修

副市長 齊藤 一夫

福祉市民
部長 黒河 英博

福祉市民部次長
高齢介護課長 島田 達男

社会福祉課長 袴谷 敏実

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 村井 一仁

主幹
議事係長 石黒 哲康

主幹
調査係長 林 哲広

1. 会議の経過

午後 2時56分 開会

(第2回臨時会付託案件の審査)

○山田委員長 ただいまから民生病院常任委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託されましたのは案件1件であります。

これより、議案第32号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第2号）所管部分を審査いたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

袴谷社会福祉課長。

○袴谷社会福祉課長 私からは、一般会計補正予算のうち、社会福祉課所管分について御説明いたします。

福祉施設従事者等新型コロナウイルス感染症防止対策支援臨時交付金につきましては、市内の障害福祉サービスの事業所等の感染防止に必要なマスクや消毒液など、衛生防護用品等の購入について支援するための交付金を交付し、事業の継続を支援するものでございます。

対象施設は就労継続支援A型、B型や障害者グループホーム、障害者放課後デイサービスなど全19施設で、交付額は1施設当たり20万円を交付するものですが、1法人が2施設以上運営している場合は、2施設目からは5万円とするもので、事業費は260万円とするものでございます。

次に、就労継続支援事業等利用者緊急支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染予防等で在宅勤務となった利用者の工賃の減少分や在宅生活を余儀なくされている現状に鑑み、在宅生活のQOL、いわゆる生活の質の維持、向上を図るため、福祉資金を給付するものでございます。

対象者は、在宅勤務となっている就労継続支援B型と就労移行支援の利用者60人を見込んでおります。

交付額は1人当たり月1万円の最長6か月とするもので、事業費は360万円とするものでございます。

社会福祉課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○山田委員長 島田高齢介護課長。

○島田高齢介護課長 高齢介護課所管の案件、補正予算1件について説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策事業として1,050万円の増額補正をお願いするものでございます。

福祉施設従事者等新型コロナウイルス感染防止対策支援臨時交付金につきまして、砺波市内の介護福祉施設従事者等の感染予防に必要な経費、マスク、消毒液とかでございませけれども、それらについて交付金を交付するものでございます。

交付額は、先ほどの社会福祉課所管の障害福祉施設と同様に、1介護施設等当たり20万円とし、1法人が2施設以上運営している場合は、2施設目からは5万円を交付することとしております。

事業費は39法人93施設事業所分として1,050万円を計上しております。

高齢介護課からは以上でございませ。よろしくお願ひいたします。

○山田委員長 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

発言される方は挙手の上、委員長の許可を得てからお願ひいたします。

それでは、発言される方はどうぞ。

嶋村副委員長。

○嶋村副委員長 それでは、袴谷社会福祉課長にお尋ねいたします。

就労継続支援事業等利用者緊急支援事業ということで、交付額1人当たり1万円を6か月交付するというを今説明ありました。

そこで、まず、この支援事業について、3月、4月は今回は該当しないように感じるのですが、併せて10月ですから、ほとんど、実際、新型コロナウイルスも終息が近づいてきますと、当然就労という形になってくるわけで、その辺の整合性、基本的な考え方についてまずお伺ひしたいと思ひます。

○山田委員長 袴谷社会福祉課長。

○袴谷社会福祉課長 おっしゃるとおり、終息がいつになるかとか、例えばいつまで就労支援事業所をお休みされているかというところは読みづらいところがあるのはおっしゃるとおりでございませ。

現状のところ、4月までお仕事されて5月から在宅勤務となったような方々が1つの対象かなとは思ひしておりますので、これは6か月を考へているのですが、例えば7月ぐらいに今までどおり行ひますという形になるのかどうか、そこら辺は本当に読みづらい

ところがございます。今のところは、そういった意味で、6か月間は継続するという形で制度設計させていただいているというところで御理解を頂ければと思います。

○山田委員長 嶋村副委員長。

○嶋村副委員長 5月から10月については十分理解しているはずであります、その前の3月や4月についての該当者は何人あったんですかね。

○山田委員長 袴谷社会福祉課長。

○袴谷社会福祉課長 今、60人を定めてきた1つの起算の日が、2月末までお仕事をされていた方々が、実際に就労支援事業所で働いていらっしゃる方々をエントリーしております。そういう意味では、2月、3月、それから4月までの、いわゆる工賃というのは支給されていたという理解をしておりますので、その意味では4月からの、5、6、7、8、9、10という形の6か月間になっております。

○山田委員長 嶋村副委員長。

○嶋村副委員長 なお、説明資料の中にA型利用者は影響がないため給付の対象とはしないということで明記されているわけですが、実際、A型となりますと、どちらかというと重度で、そのために在宅した場合に保護者が働けないという状況があるんですが、この辺の対応はどのような支援内容になるのでしょうか。

○山田委員長 袴谷社会福祉課長。

○袴谷社会福祉課長 就労支援事業所A型、B型、それから就労移行の3事業所、砺波市内の方が通っていらっしゃる場所には、ほぼ電話で確認させていただいているところがございます。

就労支援A事業所につきましては雇用契約も存在しておりまして、そんな意味でいいますと、就労支援A型の通所者につきましては、いわゆる雇用調整助成金の対象になったりもするというところがございますし、今工賃が実際に下がっている方もいらっしゃるということで、B型、それから就労移行支援の方という形で定めさせていただいたところがございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 ないようでございますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより、付託案件を採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第2号）所

管部分、以上、案件1件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で民生病院常任委員会の審査を終了いたします。

○山田委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

以上で民生病院常任委員会を閉会いたします。

市長をはじめ当局の皆さん、御苦労さまでございました。

午後 3時06分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会民生病院常任委員会

委員 長 山 田 順 子